

第 49 年次第二次自治研究集会 基調報告

自治研推進委員会事務局長 春名富男

1. 区長会は、平成 16 年 10 月 15 日、「廃プラスチックについては、埋め立てるのではなく、熱エネルギーとして回収するサーマルリサイクルを実施する方向を生かして検討する」ことを確認し、実施の検討を助役会に下命した。平成 17 年 9 月 6 日の区長会総会において助役会の報告が了承され、「23 区の 2006 年廃プラスチックのサーマルリサイクルについては、平成 20 年度を本格実施する時期と定める」と方針を決定した。

具体的対応として区長会は、平成 18 年 4 月 14 日「サーマルリサイクルの実施に伴うモデル区の選定と実施について」を決定し、4 月 17 日には 23 区共同でプレス発表をおこなった。プレス発表では、「ごみ埋立処分場を 1 日でも長く使用し続けると同時に、資源を有効活用することを目指して、埋立処分場に占める割合の高い廃プラスチック等をそのまま埋め立てるのではなく、可燃ごみとして焼却することにより熱エネルギーを回収するサーマルリサイクルを実施する」とした。

新たに焼却対象とするごみは、廃プラスチック、ゴム、皮革類としている。さらに、廃プラスチック焼却の効果について、焼却する熱エネルギーにより発電を行い、余剰電力を電力会社等へ売却して、工場運営コストの効率化を図るとしている。

またサーマルリサイクルの実施「スケジュール」を示したが、現在までの状況は以下の通りとなっている。

- 平成 18 年度 モデル収集実施（品川・大田・杉並・足立の各区で実施、江戸川区が前倒し実施し合計 5 区）
- 平成 19 年度 10 月からは全ての区でモデル収集を実施する
- 平成 20 年度 10 月には 23 区で廃プラスチックのサーマルリサイクル本格実施する

2. 区長会決定は、ややもすればこれまでの分別収集をやめて廃プラスチックを可燃ごみとして清掃工場で焼却するということになりかねないものである。この混合収集、焼却の実施は、これまで 30 年以上にわたり、ごみを分別して再利用、再資源化をしてきた住民・職員の理解や努力、協力を否定し踏みこむことになる。また、清掃工場などの施設見学、ふれあい指導班による小学生、保育園児への環境教育にも大きな影響を及ぼすもの

である。

3. 区長会は、廃プラスチックの焼却（サーマルリサイクル）を決定したが、廃プラスチックの減量、資源化については「各区事項」とした。その為に、廃プラスチックの資源回収計画が各区で異なり不統一となっている。廃プラスチックの資源回収計画は、23区が共同して行うべきである。

区長会決定は、廃プラスチックの焼却優先の方針となってしまう虞が大である。廃プラスチックについては、まず発生抑制を行い、次に再利用・資源化を行う積極的な姿勢を示すべきである。

平成9年に「容器包装リサイクル法」が施行されて10年が経つが、国会での議論をみれば明らかなように23区の実施は全国的に見ても立ち遅れている。区長会は、「容器包装リサイクル法」の実施を推進することが先決である。本来は、不燃ごみを可燃ごみにではなく、現行のごみ種別のうえで資源化を進め、結果として不燃ごみを減量する道を進むべきである。そして残ったごみのサーマルリサイクルを考えるべきである。

4. また、残念ながら区長会のサーマルリサイクル実施の決定手続きは民主的でない。廃棄物行政は、区民、企業、行政の三者がそれぞれの役割で責任をもって行うものであるにもかかわらず区長会の決定は上から一方的に行おうとするものである。

サーマルリサイクル実施については、わが組合と交渉すべき内容でもある。清掃事業を担ってきた私たちにとって、23区における清掃事業のあり方や作業形態が大きく変更するものであるからである。

昨年（2006年）清掃事業の完全移管以降、区長会が事業執行に関わる統一交渉を拒否していることに対し、都労委提訴を行っている。わが組合は、区長会に正式な交渉を求めている。23区の子清掃事業は、事業の統一性・一体性が確立されてこそ円滑に遂行されるのである。

5. わが組合は、2006年6月2日「廃プラスチック焼却に関わる区長会決定に対する当面の方針」を確定した。わが組合の考え方を以下のとおりまとめた。

- (1) 分別収集をやめて混合収集に方針を変更するものである。
- (2) 再利用・再資源化を否定するものである。
- (3) 環境教育を真っ向から否定し、これまでの関係者の努力を無にするものである。
- (4) 現場における区民と清掃労働者の共同作業を否定するものである。

- (5) 廃棄物処理の原則を否定し、清掃（廃棄物）行政は区民と行政、企業の共同責任で実現することを否定するものである。
 - (6) 今年度のモデル実施する区と実施しない区の住民や清掃労働者の混乱を全く考慮していないものである。
 - (7) 「工場は本当に大丈夫なのか？」に答えるのは清掃一組当局だけではない。23 特別区が事業主体として答えるべきであり、区長会や各区がパブリックコメントを行うべきものである。
6. 今回の第二次自治研究集会は、サーマルリサイクルのモデル実施が今年度は全区で行われ、20 年度本格実施の現状に対し、「これまで 30 年以上にわたり住民・区民のみなさんとともに培ってきた英知を踏まえて、ごみの分別、再利用・再資源化のより一層の推進を考えよう」をテーマにして集会を開催する。
- 清掃事業が移管されて以降、各区は、財政事情、事業の効率性を理由に、びん・缶・古紙の資源回収、粗大収集、中継所などの民間委託や清掃工場のアウトソーシングを強行してきた。
- コスト論から清掃事業を民間委託することは、私たちの労働条件のみならず、区民へのきめ細かな住民サービスの低下を招き、居住地域の環境への不安をもたらすことになる。私たちは、清掃事業のあり方、施策豊富化について区民や区議会議員のみなさんとともに考え、区当局に行政責任を放棄させず、住民サービス、地域環境を守る清掃事業の直営を堅持していきたい。
- 第二次自治研究集会を通じて、わが組合は、環境保全・資源循環型清掃事業を実現するため、各区予算・政策要求を区民の皆さんとともに創り出していきたい。